

安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No. **18**
2022.12.14

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

3月24日いよいよ判決！

安保法制は違憲！の判決を勝ち取ろう！

4年に及ぶ安保法制違憲訴訟が終結し、いよいよ判決言渡を迎えます

原告団共同代表 下澤悦夫

安倍晋三政権と政府与党は2015年9月19日、日本国憲法の平和主義の原理に違背して、集団的自衛権行使を前提とする安保法制法を制定しました。これは立憲主義と憲法を破壊する全くの暴挙です。体制側はなし崩しに日本を戦争への道へ推し進めようとしています。これに対して、護憲・平和勢力は、翌2016年4月から全国の22の地方裁判所に、安保法制違憲訴訟を提起してきました。名古屋の原告団は全国の殿として、名古屋地裁に2018年8月2日第1次(原告143名)の、同年9月14日第2次(原告78名)の提訴をし、合計221名の原告が安保法制違憲訴訟を迫行して闘ってきました。提訴以来4年、原告団とサポーターの皆様の熱心な活動と弁護団の尽力に支えられて、訴訟手続は着実に進行してきました。

この間に18回の口頭弁論期日が開かれ、原告らは違憲である安保法制法の制定、執行により平和的生存権と人格権が侵害され、多様な様々の被害を受けていることを訴えてきました。これまでに29名の原告が自分の意見を陳述し、3名の重要証人の尋問が行われ、13名の原告本人尋問が行われました。そのほかに、157通の原告陳述書が原告らの被害を立証する書面として提出されています。

そして、去る10月28日に名古屋地裁で最終口頭弁論期日が開かれました。96の傍聴席がある大法廷はほぼ満席の状況でした。そこで、原告1名の意見陳述と弁護士6名による最終弁論が行われて、結審となりました。裁判所の判決は、来年3月24日(金)午後2時30分に言渡されます。

私たち原告の訴えが担当する裁判官たちの心に響くことを願います。先行する各地の訴訟結果を超える画期的な判決を勝ち取ることを切に期待するところです。

今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールやホームページでお知らせします。

3月24日(金) 判決

13:30 集合 名古屋地裁南側
14:30 開廷 名古屋地裁1号法廷
終了後 報告集会 場所未定

4月15日(土) 判決報告集会

13:30～ イーブルなごや(予定)
詳細は改めてご連絡します。

来年3月24日判決

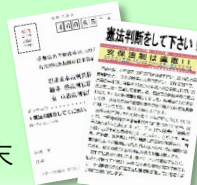
ハガキ運動のお願い

1枚でも多く裁判官に届けよう！

違憲判決を求める要請ハガキを同封しました。皆さんの周りの人も誘って、ぜひ裁判所へ送ってください。

裁判所は、裁判官一人が判決文案を1月末頃につくり、それを基に3人で判決文を作成するとみられています。

第一次締切12月末 最終締切1月末





不断努力を踏みにじる安保法

中谷雄二弁護士（最終準備書面第1～第4）

私の最終準備書面の担当は、安保法制の違憲の明白性、制定手続きの非民主制、法制定後の違憲行為（適用違憲）についてです。概要は以下のとおりです。

戦後日本国憲法は、制定直後から米国の要請によって憲法を変えないまま、憲法と矛盾し対立する日米安保条約の下に自衛隊法を始めとする安保法体系を築いてきました。政府は、9条の形骸化を企て、国民は、法廷の内外で抵抗し闘ってきました。この国民の不断努力によって日本国憲法は維持されてきました。しかし、安保法の制定によって、9条の中核が犯されました。憲法によって権限が与えられる立法や行政が憲法に違反することはあつ



いまこそ違憲判決の時

伊藤朋紀弁護士（原告ら準備書面27）

1 最終準備書面では、①日米軍事一体化の実態、及び②戦争の切迫性に関する主張を担当致しました。

①に関しては、安保法制法が施行される前後を通じた軍事一体化の過程、施行後現在に至るまでの自衛隊の装備の強化、共同訓練の実施等を事実として主張致しました。②に関しては、ロシアのウクライナへの武力侵攻を踏まえて、軍事力による対抗が戦争を抑止する効果を持たないこと、そればかりか軍事的緊張の増大は戦争の切迫性を高める結果につながることで、このように戦争が切迫している状態に置かれている国民が恐怖や不安を感じて精神的苦痛を被ることは明らかであることなどを主張致しました。

2 安保法制法が施行された以降の事実の経過を見ると、米国の関わる戦争・軍事衝突に自衛隊が巻き込まれたり、米軍と一体化している自衛隊が他国の攻撃対象とされるなど、日本が戦争の当事国となる危険性が高まっていることは明らかです。

てはなりません。違憲の行為がされた時には、司法によって憲法秩序を回復するのが立憲主義的システムです。ところが、安保法は、政府が自衛隊創設以来一貫して維持してきた集団的自衛権は違憲だとする立場を、内閣法制局長官の首をすげ替えて反対意見を封じ、実質的な国会審議も回避し、憲法学者や元最高裁長官、元内閣法制局長官の違憲との声や国民の反対にもかかわらず、数を頼んで採決の存在すら疑わしい手続きで強行成立させました。このような安保法は、法令自体、9条に違反し違憲です。同時に法制定後に政府が行った①米艦防護は、憲法的根拠も明らかでない自衛隊の武器防護のための武器使用規定を外国軍の武器の防護に及ぼすもので、憲法上の根拠は、政府も説明できていません。②南スーダンへのPKO派遣はPKO法自体、違憲の疑いがある上、新たに認められた宿营地共同防護及び駆けつけ警護は、9条1項に違反し2項の戦力にも該当することになります。PKO参加5原則にも違反した戦場への派遣でした。明らかに違憲です。

「自衛隊がどんどん精強になっており、これで戦争の心配もなく安心して暮らせる」と考えている方々の方が、むしろ楽観的であると思います。

安保法制法では、存立危機事態において自衛隊が集団的自衛権として武力を行使することは合憲であることが前提とされておりますので、むしろ上記のような状態を当然のこととして捉えているようにも思われます。なお、ウクライナへの武力侵攻について、ロシアは集団的自衛権の行使であると主張しております。

3 相手の立場に立って考えてみることは、当たり前のように、実行するのは難しいことなのかもしれません。現在、日本が進めている自衛隊の装備の強化、共同訓練の実施、米軍との一体化等は、他国からはどのように映っているのでしょうか。他国が同様の動きを見せた場合、日本ではどのように受け止められるのでしょうか。

本件のように、政府の憲法解釈とその他が大きく分かれている重要な点について、裁判所が憲法判断をすることができないとすれば、裁判所はいかなる場合に憲法判断をすべきことになるのでしょうか。司法府としての矜持を示していただきたいといわざるを得ません。



裁判所は憲法判断をすべき

松本篤周弁護士（第7原告らの権利侵害）

私は、「第7 原告らの権利侵害（総論）」の部分を担当しました。まず、「1 平和的生存権」については、日本国憲法前文の「平和のうちに生きる権利」は、日本国憲法前文第二段後段において日本国民の権利であることを確認しており、具体的危険の発生の前に「防御壁」として設けられた権利だから、「未だ危険が現在化していない」という議論は誤りであることを強調しました。「2 人格権侵害」については、原告らは、新安保法制法の制定によって、生命・身体及び精神に関する侵害の危険により、著しい精神的苦痛を受け、人格権が侵害されたことを明らかにしました。「3 違憲立法審査権における事件性の原則について」では、長谷部恭男憲法学教授の「国賠事件における判断として、法益侵害についての具体的危険の発生が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないとの判断基準は、本件については適切とは言えない。

発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合には、具体的危険の発生を待つことなく「予防＝事前配慮原則」によって違法性の認定をすべきである。」という学説を紹介しました。「(3) 事件性の原則について（付随的違憲審査制を理由とする憲法判断回避の問題性）」については、同種の訴訟の判決で共通している「具体的な権利又は法律上保護される利益の侵害が認められない。」という理由については、原告らが被った精神的損害についての賠償請求自体は、「具体的」であり「法律上の争訟性」を備えており、付随的違憲審査制に反することにならない。最高裁も、典型的でない請求であっても「国民の基本的権利を守るための必要があれば」憲法判断をすべきであるとしており、本件のように、憲法9条に違反することが明白な立法に対する違憲訴訟は、まさに、平和憲法という、現行日本国憲法の命ともいべき中核的規定の侵害という事態であり、「憲法判断すべき憲法上の要請」が認められることを主張しました。



国賠法上保護に値する原告の苦痛

柄多貞介弁護士（最終準備書面第8）

1 ヴェトナム、イラク、アフガニスタン等数々の戦争を引き起こしてきた米国が、台湾危機などで偶発的にせよ戦端を開き、我が国に集団的自衛権の発動を求めてきた場合、これまで米国の要求を断ったことがない政府が、新安保法制法の曖昧な三要件を理由にその要請を拒否できるとは到底考えられず、我が国が攻撃されていないにも関わらず、戦争に巻き込まれていく事態になること、一旦戦端が開かれれば、日本の国土がまたも戦場となり、国民保護法は国民の保護ではなく、共謀罪法、機密保護法などと一体となった刑罰を背景とする戦時動員法となって人権が蹂躪されるという新安保法制の法的枠組みを原告らは理解し、そうでない場合でも戦争体験などを含む過去の体験や人生の歩みから本能的にその危険を感じとり、様々な精神的苦しみを抱かされてきています。被告は、「原告らの精神的苦痛なるものは、漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張します。しかし、それが如何に的外れな、心な

い主張であるかは、157名に上る原告らの陳述書を読めば、明らかです。例えば、中島飛行場半田製作所近くに住んでいた原告磯貝治良の場合、ノーベル物理学賞を受賞した原告益川敏英の場合、いずれもB29の爆撃を受けた少年期、幼児期の恐怖体験を、未だに引きずり、時にトラウマ（心的外傷）としてフラッシュバックすることが、安保法制法と関連付けて起きるなどの精神的苦痛を受けています。また、30年余の間、脱原発のために活動続けてきた原告安楽和子は、多数の原発、核施設は、武力攻撃に耐えられるようには作られていないことから、日本を戦争に誘導する新安保法制に恐怖を感じていることなどの精神的苦痛を縷々述べています。

2 日本はもっと唯一の被爆国の立場と憲法の平和主義国家の立場、そして戦争の出来ない国として全方位の平和外交を強力に展開すべきなのに、今や逆の方向に増幅・拡大しており、どこまで進もうとしているのかと不安にさせられています。原告らは、それが招く悲惨な結末を予見させられ、その不安感は切実なものがあ、国賠法上の保護に十分値する損害というべきです。



歴史に禍根を残すな！

内河恵一弁護士(最終準備書面第10)

多分、最終準備書面の最後は一番高齢者が相応しいということで、私に回ってきたものと思う。私達は、それまで憲法違反と言い続けられていた「集団的自衛権解禁」を目玉に憲法違反事項を満載した安保法制が、手続的にも違法且つ強引なやり方によって制定された事実を繰り返し主張・立証してきた。それにも拘わらず、依然、違憲判断を躊躇するかもしれない裁判所にどのような説得をするのが一番効果的なのか、全国の弁護団が苦悩しているところである。

戦争を他人事で議論している限り、戦争の悲惨さを心底理解するには限界があるのではないかと考えている。弁論開始の少し前まで、私の6歳だった、78年前の「あの時」を思い返していた。B29爆

撃機から落とされた無数の焼夷弾の一発が家族の避難していた防空壕の中に飛び込んできて炸裂した。母は、左手に貴重品を入れた鞆を持ち、右手で2歳になったばかりの弟を抱きかかえ、私もその母に後れまいと防空壕の外に出た。しかし、降り注ぐ焼夷弾に動くこともできず、燃えている我が家の傍にしばし立ち竦んでいた。母は手を合わせ、「子ども達の命だけはなんとか助けて！」と必死で東の空に向かって礼拝していた。結局その日我が家は焼失した。私にとって、この世に生を受けて7年間、住み慣れた我が家が一瞬にして灰燼と化した。明日からどうしたらよいのか。しかし、これが戦争である。多くの人々は、家のみでなく生命まで奪われた。我々はこの事実を現実のものとして受け止められるか。裁判官はどうだろう。「再び戦争を起こしてはならない。」と諦めず叫び続けていこう。裁判所は、「歴史に禍根を残さないために、違憲立法審査権を行使されたい！」



安保法制違憲訴訟全国原告連絡会 オンライン報告

11月29日、毎月29日恒例の全国原告連絡会が開かれ、夕方7時からのズーム会議に全国から33名の参加がありました。会議では中谷弁護士と松本弁護士により、愛知から裁判の結審の報告がありました。

中谷弁護士からは安保法制そのものが明白に違憲であることに加え、制定の手続きが非民主的であったことが示されました。さらに制定後の7年間に於いて、憲法上の解釈のないまま軍備増強と米軍との一体化がなされ、今や国会の承認も内閣総理大臣の防衛出動命令もないまま、自衛隊は集団的自衛権を行使することができる状態にあり、このままでは政府が自衛隊をコントロールできないまま、戦争に突入してしまうという極めて危険な状態であることが説明されました。

松本弁護士からは原告の損害賠償とは別に憲法判断の必要性が説かれました。裁判で憲法判断をしない理由として、安保法制によって原告らの生命や身体の安全が侵害される具体的危険性が発生していないこと、また具体的に予見される状況にな

いことがあげられています。これに対し、長谷部恭男憲法学教授の主張を引用し、「発生が不確実でも損害が大規模かつ甚大な場合と、武力行使の発動基準が曖昧になりその結果も不確実な場合は『国民』の生命・財産が深刻な危険に晒されるリスクの根源的な除去をするために『予防＝事前配慮原則』によって司法は違憲性を認定すべきである。」と主張したことが報告されました。

報告の後、裁判官の勇氣に頼るしかない現状をどう考えるかなど、気兼ねない話し合いがなされました。

次回 12月29日(木)

次回の原告連絡会は、北海道の道東裁判と宮崎からの報告を予定しています。案内はメーリングリストに流します。ぜひご視聴ください。

メーリングリストのお申込み方法

お名前とメールアドレスをご記入の上、下記メールまでお申し込みください。

w.soshou.aichi@gmail.com

原告意見陳述に臨む

安保法制は違憲 沖縄の視点から

原告 具志堅邦子さん



怒りにまかせて原告になったものの、口頭陳述に立った皆さんは、筋金入りの平和運動家揃いで、私には荷が重く陳述書が書けないでいました。

そうこうしているうちに

安保法制施行後の平和をめぐる情勢は悪化し、南西諸島に自衛隊基地が配備され敵基地攻撃能力が戦略化され、自衛隊の幕僚長からは当たり前のように自衛隊が住民を守るものではない、それはそれぞれの自治体の役割だと平然と言われる始末。「沖縄戦」で日本兵に壕を追われた住民の悲劇を思い出さないわけにはいきませんでした。

米国は武器を買わせるだけで戦争は簡単には起こらないだろうと思っていましたが、ロシアのウクライナ侵略が始まり、アメリカはウクライナに11兆円の武器援助を行いました。一方で、台湾有事が取りざたされるさなか、ペロシ下院議長が台

湾を訪問し、ことさら関係国の緊張を高め、「帝国」の力を誇示し中国を挑発しました。南西諸島に自衛隊を配備し、台湾有事には米国も関与するとのバイデン大統領の発言とは裏腹に、戦うのは日本の自衛隊という米国の対中国包囲網の姿もありありと見えてきました。沖縄をターゲットに重要土地規制法も施行されました。

いよいよ背水の陣の様相で毎日眉間に皺が集まってくる。そんな時、柄杓弁護士から「陳述書がまだ出ていません。最後まで諦めずに頑張りましょう」とのお手紙が届きました。さすがに今度は、眉間の皺を整えつつ割合すらすら陳述書を書くことが出来ました。米軍の占領下に生まれた自分自身の足跡をたどりながら、平和憲法に恋い焦がれた沖縄の日本への復帰が沖縄の望んだ姿でなく、復帰50年たった今も沖縄に基地が造られ続けている現状に人々が非暴力で抗い続けるのは地上戦の惨劇を体験した沖縄の人々が平和と人権を柱とする憲法の人類史的価値をよく知っているからだと主張し、安保関連法は、この沖縄の努力を根底から踏みにじると訴えました。その後、弁護団の準備書要旨朗読をすぐそばで聞きながら沖縄からの訴えが随所に呼応しているのを感じました。これこそが立憲の支柱であり、裁判官よ憲法の屋根となって人々を守ってくれとの思いでした。

報告集会

法廷での弁論を終え、能楽堂の報告集会会場は満足した雰囲気につつまれていました。原告の具志堅さんと弁護士の皆さんからは、まるで勝訴を確信したかのような余裕が感じられました。

具志堅邦子さん

柄杓弁護士から「陳述書がまだですが、書きますか」と優しく促され、機が熟していたのか、内側から湧きおこるものがあり今日は陳述することができた。近く沖縄へ移住するので裁判の行く末は沖縄で見守りたい。今日は弁護団の陳述を身近で聞けて良かった。



松本篤周弁護士

この4年間で18回の弁論を行い、157通の陳述書を得た。原告意見陳述は今日を含め29名、原告証人尋問は13名である。総力戦の闘いを行なうことができた。

イラク判決の伝統ある名古屋で違憲判決を願っている。

山梨の裁判(東京高裁)では、裁判長が憲法学者の長谷部恭男教授を証人としてリクエストした。この10月に証人として陳述する予定であった。ところが、予定日直前に裁判長が突然依願退職し、裁判は延期となってしまった。この一件で明らかに、最高裁は下級審を恐れている。地方裁判所といえども違憲判決の意義は大きい。





台湾有事と安保法制

飯島 滋明(名古屋学院大学。憲法学・平和学)

【1】「安保法制」の危険性

2021年7月、麻生太郎副首相は中台危機の際には「安保法制」に基づく「存立危機事態」を認定する可能性に言及した。2021年12月、安倍晋三元首相も「安保法制」に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」の適用に言及した。麻生・安倍元首相の発言がメディアなどで大々的に問題とされた形跡はない。ただ、「安保法制」に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」が何を意味するかが分かる人からすれば、安倍元首相や麻生元首相の発言には驚愕したのではなかろうか。とくに「安保法制」に基づく「存立危機事態」と政府が認定すれば、自衛隊の世界中への派兵や武力行使が可能になる。実際、2016年に安保法制に基づいて南スーダンに派遣された自衛隊には「駆け付け警護」「宿営地の協同防護」任務が付与された。ただ、南スーダンでの武力衝突、日本自体が攻撃されたわけではない。しかし安倍自公政権下、自衛隊が南スーダンに派兵され、武力行使の任務が付与された。麻生太郎元首相や安倍晋三元首相の発言は、日本が攻撃されたわけでもないのに台湾をめぐる中国とアメリカで武力衝突が生じた際、自衛隊を派遣して武力行使をすると発言したに等しい。

【2】「戦争できる国づくり」にむけた日米軍事訓練～「キーン・ソード23」を中心に～

以上のように、自民党政治家たちは、日本が攻撃されてもいないのに台湾有事の際の武力行使を口にする。さらには「戦争できる国づくり」の一環としての日米共同軍事訓練も頻繁に実施されている。ここでは2022年11月10日から19日に実施された、日米共同統合演習「キーン・ソード23」を紹介する。

10月21日、浜田防衛大臣は「自衛隊は、11月10日から11月19日にかけて、今年度最大規模の演習である、令和4年度日米共同統合演習「キーン・ソード23」を実施します。この演習は、自衛隊から約2万6千人、米軍から1万人が参加する予定です」と発表した。

各種報道で言われるように、日米から約3万6000人、艦艇約30隻、航空機370機等が参加する、最大規模の軍事演習である。そして単なる演習でなく、今まで以上の実践的な軍事訓練である。キーン・ソードは三沢基地や市ヶ谷、府中、長崎県津多羅島でも実施されたが、ここでは鹿児島と沖縄で行われた軍事訓練の概要を紹介する。

①奄美大島

「瀬戸内分屯地」では「ハイマース」を中心に、米電子戦部隊第1マルチ・ドメイン・タスク・フォースらが連携した訓練が披露された。ミサイルの再装填作業では設置から発射、撤退までの一連の流れを実践し、その機動性が確かめられた。

「奄美駐屯地」では各地の指揮系統を通信システムで結び、部隊間の連絡調整を日米共同で行い、装備展開までを訓練した。12式地对艦誘導弾も公開した。米輸送機オスプレイと連携した患者護送訓練も実施された(『奄美新聞』2022年11月16日付〔電子版〕)。

②徳之島

11月17日、花徳海岸沖にはアメリカ軍の揚陸艦と自衛隊の輸送艦が展開した。2隻から出てきた陸上自衛隊の水陸両用強襲車「AAV7」14両や偵察用のゴムボートに乗った、200人以上の隊員が周囲を警戒しながら浜に上陸した(MBC南日本放送2022年11月17日19時35分配信記事)。

11月18日には沖縄普天間基地のアメリカ軍オスプレイが伊仙町のグランドに着陸する訓練が行われた。日米のオスプレイが連携して訓練を行うのは南西諸島初となる。

③与那国島

今回、とりわけ無視できない訓練の一つが、与那国島での日米共同演習である。

『琉球新報』2022年11月19日付によれば、「陸自与那国駐屯地では米海兵隊とともに「日米連絡



写真1 C-2輸送機から降車するMCV 2022年11月17日与那国島で飯島撮影

調整所」を設置し、国民保護などに関して日米間の連携を確認する訓練を行うと説明された。「日米連絡調整所」、米軍の発表では「二国間陸上戦術調整センター」(BGTCC)と記述されている。そして「自衛隊によると現場レベルで戦術調整を行う場所で、陸自と米海兵隊の担当者が分野別に隣り合って座り、地図を見ながら戦術をすり合わせる」という。

さらに16式機動戦闘車(MCV)が公道を走行する訓練も行われた。与那国島には築城基地(福岡県)からC-2輸送機でMCVが空輸された。空輸されたMCVは与那国空港で降り(写真1)、与那国駐屯地まで公道を走行した(写真2)。

16式機動戦闘車に公道を走らせた目的は何か。『琉球新報』2022年11月18日付社説〔電子版〕では、防衛省幹部は「有事になった時に通ったことがない道を通る『ぶっつけ本番』では戦いにならない」と述べている。与那国島でMCVが攻撃することを想定した訓練であり、与那国島を戦場にする想定をした訓練になる。

「日米連絡調整所」の設置にせよ、MCVの公道走行にせよ、今までよりも格段に実際の戦闘を想定した訓練になる。

【3】台湾有事をめぐる雑誌『軍事研究』の記述

岸田自公政権の下でも「戦争できる国づくり」が大きな足音を立てて進められている。しかし、台湾有事に際して自衛隊を派遣し、武力行使をすることが日本の市民のいのちや安全を守ることになるのか。雑誌『軍事研究』の記述を紹介する。

『軍事研究2022年7月号』192頁は、「先島諸島にある宮古島市や石垣市には、約5万人(計約10万人)の人々が住んでいる。……自治体に住民の避難を実施する能力はない」と指摘する。そして「敵の侵攻が迫っている時に、民間の航空機や船舶は、

先島諸島に向かわないだろう。航空自衛隊の輸送機や海上自衛隊の輸送艦をフル活用しても、10万人以上の住民を避難させることは不可能である。結局、かなりの島民が島に留まることになる」、「島への上陸を阻止する場合の作戦でも、敵に占領された島を奪還する作戦の場合でも、島を戦場にする作戦は住民を戦闘に巻き込む」と指摘する。こうした状況を考慮し、『軍事研究2022年3月号』42頁は、「シミュレーションでは多大な犠牲が推定されている自衛隊員や自衛隊装備も含んだ日本国民の生命財産の保護を第一」に考え、「日本政府としては、常にアメリカ・ファーストのアメリカ政府や連邦議会が対中強硬姿勢を示している尻馬に乗って、「台湾の防衛は日本の防衛」を安易に口にすべきではない」と、暗に麻生太郎元首相や安倍晋三元首相を批判する。

【4】安保法制の危険性

安倍自公政権や菅自公政権下と同様、岸田自公政権下でも「戦争できる国づくり」が着々と進められている。「キーン・ソード23」など、「戦争できる国づくり」のための軍事訓練も頻繁に行われている。しかし、『軍事研究』さえも指摘するように、政府の判断で台湾をめぐるアメリカと中国の武力衝突に日本も武力行使をすれば、沖縄や鹿児島が最初に攻撃対象となる危険性が高い。こうした危険性に配慮してか、最近、与那国島に赴任する自衛官は家族を連れて赴任しないという。さらには日本全土が攻撃される危険性もある。政治家の無責任な火遊びで一般市民や自衛隊員が犠牲になる危険をもたらす安保法制こそ、「平和的生存権」「人格権」を侵害する憲法違反の法律として廃止される必要がある。



写真2 与那国島の公道を走るMCV 2022年11月17日 田里千代基町議提供



安保法制強行採決から7年余り、結審法廷で具志堅さんと弁護団が心血を注いで書き上げた陳述を耳を澄まして聴き、この7年間に日本がどんなに危険なところに踏み込んでいるか、改めて胸に刻みました。

こんなデタラメがあつていいのか！立法が、行政が誤った道を進むとき、それを止め、正するのが司法の役割ではないか。勇気をもって違憲だとする判決を！という結びの言葉にジンとしました。3月の判決を期待したいです。

2015年、戦争法案反対の国民の声に対し「違憲か合憲かは裁判官が判断する」と呟いた政治家がいました。司法の良心を発揮してほしいです。

原告 見崎徳弘

具志堅さんの陳述、「思い」が込められていて良かったです。要旨朗読だけで一時間半の膨大な準備書面をありがとうございました。

「憲法秩序を守る」ことの重要性を裁判官がわかってほしい。「戦争する国家」に向かって加速しています。いま歯止めをかけなければ、声も上げられなくなります。こうした裁判は「勝ち目」はなくても声を出し続けることが大事だと思います。

原告 近藤ゆり子

テロを誘発する裁判所の怠慢：憲法がないがしろにされ、最後の砦である裁判所が憲法判断回避の準則を口実として日和見を決め込むなら国家の暴走を誰がくい止めるのか。皮肉なことに、安倍元首相を暗殺した山上容疑者が映画化され、ネット上で同情や共感の声が大きいことに驚く。私は決してテロに賛同するものではない。しかし、今回の私たちの訴訟の判決が無為なら、それは国家の暴走をくい止めるというはたらきにおいて、山上容疑者に劣ると言わざるを得ない。となれば、その判決は必ずテロを誘発する。そうならないことを祈っている。

原告 寺田誠知

原告側弁護団の弁論は憲法論争史に残さるべき素晴らしい弁論でした。岸田首相や改憲派国会議員は学ぶべきです。

原告 林信敏

すばらしい陳述でした。なかでも中谷弁護士の読み上げは起伏があり、感情のこもった熱さの伝わるものでした。マスコミも女性記者が二人参加していました。

裁判所への至れり尽くせりの解説的陳述に言葉なし。これが功を奏しないとしたら、それこそ日本は重大事態に突入。

サポーター 岡田夫佐子

会費とカンパのお願い

2022年会費の納入をお願いします。
みなさま、闘い抜くために一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行
振込先 加入者名：安保訴訟あいち
郵便振替口座：00850-2-217427
☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、
サポーターは継続して募集しております。

会 計 報 告

22年8月~11月

22年度7月繰越金 1,509,838 円

入金の一部 52,800 円

原告年会費	36,000 円 (11 名分 12 口)
サポーター年会費	10,000 円 (5 名分)
参加費	0 円
カンパ	6,800 円 (大瀧農園柿カンパを含む)

出金の一部 120,223 円

事務印刷費	2,250 円
(案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)	
事業費 1	8,000 円
(公判前集会の会場費・備品代、物品購入、賛同費、講師謝礼など)	
事業費 2	33,560 円
(会報・要請はがき等、事業者印刷費など)	
郵便通信費	75,873 円
(郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)	
弁護団経費	0 円
(コピー代、会議費用実費のみ前渡金、弁護士費用としては支払っていません)	
雑費	540 円
残高	1,442,415 円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>